

山形県県土整備部余裕期間制度試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県県土整備部及び各総合支庁建設部（以下、「発注者」という。）が発注する建設工事の請負契約において、発注者が示した工事着手期限までの間に、受注者が工事の始期を選択できる契約方式の取扱いに関し、必要な事項を定めたものである。

(対象工事)

第2条 この要領の対象とする工事は、設計金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上で、専任の主任技術者又は監理技術者を要する工事のうち、施工時期の平準化を図るため、他の工事に影響を与えずに工期を確保することが可能である工事とする。

(工事着手期限日)

第3条 発注者は、当該工事の実工期（工事日数）を算出し、その期間の30%を超えず、かつ、契約予定日から4ヶ月を超えない範囲内で工事着手期限日を定めるものとする。

2 発注者は、あらかじめ定めた工事着手期限日を、入札時等において特記仕様書により明示しなければならない。

3 受注者は、契約日から工事着手期限日までの期間で任意の日を工事の始期（工事着手日）とすることができる。

(工期)

第4条 受注者が決定した工事の始期から、発注者が指定する実工期（工事日数）が経過した日までを工期とする。

2 発注者が指定する実工期は、標準工期を確保することを原則とする。

(余裕期間)

第5条 契約日から受注者が決定した工事の始期までの間を余裕期間とする。

(余裕期間内の取扱い)

第6条 余裕期間内の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、余裕期間内に、その責により現場に搬入することなく資材等の準備を行うことが出来るが、当該現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

3 受注者は、余裕期間内については、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(事務手続)

第7条 試行に当たっては次の手続を行うものとする。

(1) 入札説明書冒頭に次の事項を記載する。

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期を報告すること。
その他必要な事項は特記仕様書に記載する。

(2) 特記仕様書に次の事項を記載する。

第〇条 主任技術者等の配置

- 1 契約締結日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 契約締結日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- 3 工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

第〇条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期を報告すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から●●●日間

↑※発注者が指定する実工事期間を記載

（但し、平成■■年■■月■■日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

※契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●●日間で工事を完了させること。

第〇条 CORINS への登録

技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

- 2 指名競争入札に係る指名通知及び随意契約に係る見積通知の場合においても、前項の規定を準用する。
- 3 余裕期間を活用する受注者は、落札者決定日の翌日から契約を締結するまでの間に、「工事着手日報告書」（別記様式〇）を提出し工事の始期を発注者に報告する。なお、工事着手日報告書が提出されず、受注者が準備期間を活用しない場合は、通常工事と同様に取り扱うものとする。

4 発注者は「工事着手日報告書」において報告された工事着手日が、工事着手期限内の着手であることを確認し、遅滞なく契約書を締結するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

別記様式〇

平成 年 月 日

(契約権者)

様

(受注者)

住 所

氏 名

印

工 事 着 手 日 報 告 書

下記のとおり工事着手日を決めましたので報告します。

記

1. 工 事 番 号 第 号
2. 工 事 名
3. 落札決定日
4. 工事着手日
5. 余 裕 期 間

※上記建設工事の着手日を報告するにあたり、工事着手日における配置予定技術者は、専任で配置されている他の工事がないこと並びに本工事が専任配置を求めている場合は本工事に専任で配置することを誓約します。

なお、工事着手日に上記技術者を配置できないことを理由に当該契約を解除された場合においては、工事請負契約約款第49条の規定に基づく契約解除（違約金）及び山形県競争入札参加資格者指名停止要綱による措置を受けても異議を申し立てず、損害賠償についてもその責めを負うことに同意します。